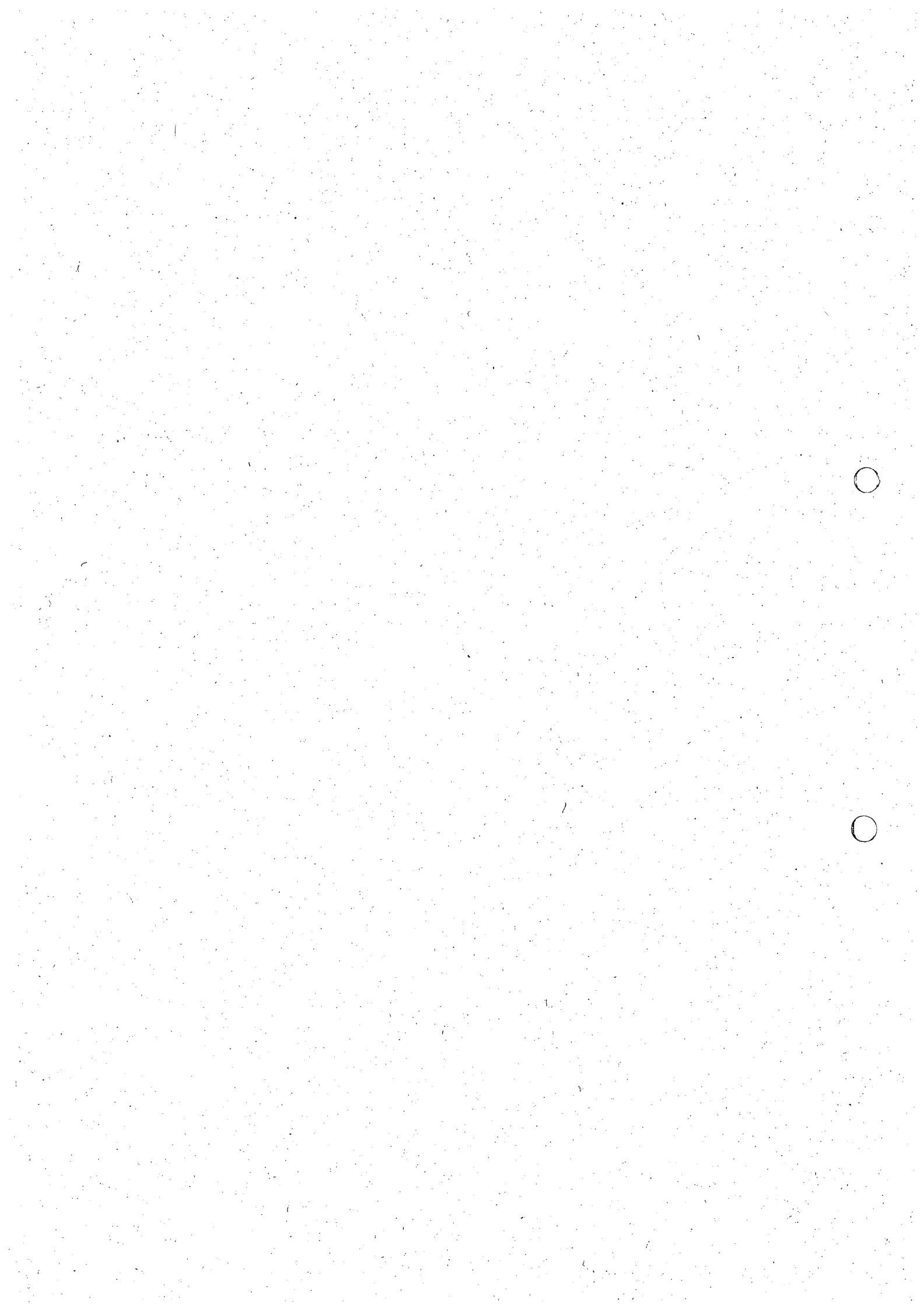


令和 4 年度
由布市教育委員会の事務の管理
及び執行状況に関する点検・評価
(令和 3 年度執行) 報告書

令和 4 年 9 月

由布市教育委員会



報告書

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成21年度（平成20年度分の事業を対象）から、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し公表しています。

これは、教育委員会が自らの事務を点検、評価することによって、効果的な教育行政を推進し、さらに住民への説明責任を果たすこと目的としています。

本報告書では、今後の効果的な教育行政の推進に資するために、評価委員のご意見などをいただきながら、令和3年度の教育委員会の活動状況や教育委員会が実施した施策全般について、点検・評価を行った結果を報告いたします。

令和4年9月

由布市教育委員会

職名	氏名	期間
教育長	加藤 淳一	平成30年11月19日～令和3年11月19日 令和3年11月19日～令和6年11月18日
教育長職務代理者	渡邊 真由美	令和2年11月19日～令和3年11月18日
	佐藤 式男	令和3年11月19日～令和4年11月18日
	渡邊 真由美	平成29年11月19日～令和3年11月18日
	佐藤 式男	平成30年11月19日～令和4年11月18日
教育委員	八川 徹	令和元年11月19日～令和5年11月18日
	下村 未央	令和2年11月19日～令和6年11月18日
	橋本 洋一	令和3年11月19日～令和7年11月18日

【参考】

- ・教育長・・・人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命される。（任期3年）
- ・教育委員・・・人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命される。（任期4年）

〈 目 次 〉

令和4年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価

(令和3年度執行)報告書について

1 制度の概要について	1
2 第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について	2
3 由布市教育委員会の点検・評価について	2
4 点検・評価の対象について	3
5 点検・評価の方法	3
6 点検・評価表の構成	4
7 点検・評価を踏まえた今後の方向性	5
由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表	6
1 教育基盤の形成	7
I 教育委員会機能の向上	7
II 事務局機能の充実	8
2 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	
I 生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成	
① 「知」確かな学力の向上	9
② 「徳」豊な心の育成	10
③ 「体」健やかな体の育成	11
④ 幼児教育の充実	12
⑤ 由布市型人材育成教育の推進	13
⑥ 特別支援教育の充実	14
⑦ 生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	15
⑧ 時代の要請に応じた教育の充実	16
II 信頼と協働による学校づくりの推進	
① 開かれた学校づくりの推進	17
② 信頼される学校づくりの推進	18
III 豊かで安全・安心な環境づくり	
① 安全安心な教育施設の整備	20
② 安全で快適な教育環境の充実	21
3 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	
I 学びのための支援・体制づくり	23
II 学びと活動の充実	25
III 文化的薰るふるさとづくり	27
4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	
I スポーツ関連施設の整備・充実	29
II 団体及び指導者の育成	30
III スポーツ・レクリエーション活動の推進	31
IV 合宿の誘致	32
V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	33
VI 競技スポーツの振興	34
教育委員会の活動	
教育委員会制度	
(1) 制度の概要	35
(2) 教育委員会の構成	35
(3) 教育委員会の会議	35
(4) 教育委員の自己研鑽	38
(5) 教育委員のその他の活動	38

令和4年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和3年度執行)報告書について

1. 制度の概要について

平成20年4月1日に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（法第26条第1項）と定められ、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る（法第26条第2項）とされました。

2 第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について

(1) 教育振興基本計画の趣旨

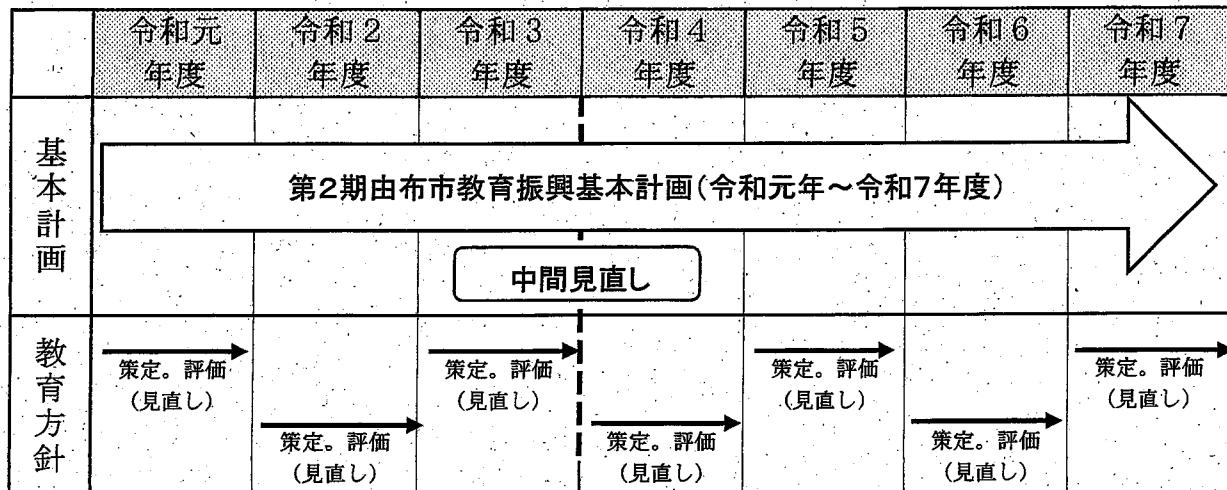
「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育それぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、本市を担う次世代の育成に重点を置いた「由布市教育振興基本計画」を策定しています。

(2) 第2期由布市教育振興基本計画の期間

令和元年度から令和7年度までの7年間を計画年としています。

令和元年度からおおむね3年を目途に取組の検証・評価を行うと共に、令和3年度中に見直しを行い、令和4年度からは基本的な計画を踏襲し、さらなる充実と、発展、質の向上に努めています。

なお、国の教育に関する施策の変更等、大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂することとしています。



(3) 由布市教育方針

第2期由布市教育振興基本計画に基づき、各年度において教育委員会が取り組む主要な施策を明らかにしたもので、具体的に教育行政の目標や方向性を示し、教育に関する施策等を総合的・体系的に進めていくことを目差しています。

3. 由布市教育委員会の点検・評価について

由布市教育委員会では「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検評価実施要綱(平成21年教育委員会告示第2号)」に基づき、「令和3年度由布市の教育方針」を基に実施した取組について、自己点検・評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、各分野からの意見・提言を受けられるよう教育に関し学識経験を有する者として校長経験者、行政職員経験者など6名の評価者による外部評価を実施して、「令和4年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和3年度執行)報告書」を作成し、報告・公表するものです。

学識経験者の皆様から貴重な意見をいただき、点検・評価を行い取組の成果と課題を明らかにし、これらを踏まえ、より良い由布市の教育の実現に向け取り組んでいきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により

教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定に

より事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況

について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に

提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

4. 点検・評価の対象について

(1) 対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

(2) 対象事務

点検・評価の対象は、由布市教育委員会の指針である「第2期由布市教育振興基本計画」の重点目標に即した取組として、令和3年度の主な施策・事業等とっています。

5. 点検・評価の方法

(1) 点検・評価にあたっては、施策・事業等の内容や質によって可能な限り定量的に評価するよう努めるとともに、今後の取組の方向性を示しています。

(2) 点検・評価の評価基準については、以下のとおりとしました。

〈外部評価評価基準〉

- A : 非常に効果的な事業で、成果指標を十分達成できた
- B : 効果的な事業であった
- C : 効果が薄く、有効性の低い事情であった
- D : 実施する必要性の低い事業であった

(3) 教育委員会内で自己点検・評価（内部評価）の後に点検・評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する方のご意見をお聞きし、ご助言を頂きました。今回は以下の方々です。

【外部評価者名簿】（50音順）

氏 名	区 分	略 歴
一 尾 和 史	社 会 体 育	行政経験者
井 元 教 夫	学 校 教 育	校長経験者
河 野 隆 義	社 会 体 育	行政経験者
佐 藤 嘉 郎	学 校 教 育	校長経験者
生 野 隆 司	社 会 体 育	行政経験者
山 本 悅 子	学 校 教 育	校長経験者

6. 点検・評価表の構成

(1)項目

点検・評価の対象事業は「令和3年度教育方針」の推進項目を基本として23項目にまとめ、各項目に即した施策・事業ごとに点検・評価を行いました。

(2)方針の概要

令和3年度に実施した主な事業内容を示しています。

(3)方針達成状況(実績及び成果)

教育委員会で取り組んだ令和3年度事業について、実績及び成果を記載しています。

(4)今後の取組

教育委員会内で令和3年度の取組について点検・評価した結果を踏まえ、今後取り組んでいく内容を記載しています。

(5)内部評価

教育委員会内で令和3年度の取組について点検・評価しました。

(6)外部評価

令和3年度の取組の内部評価について、外部評価委員の皆様からご意見を頂き、成果と課題について記載しています。

【 点検及び評価の流れ 】

事務事業選定及び計画（教育委員会）

（内部による評価）

一次評価（教育委員会）

教育委員会による協議

二次評価（有識者）

（外部による評価）

教育委員会による協議

議会への報告提出及び公表

7. 点検・評価を踏まえた今後の方針

令和4年度の点検・評価（令和3年度執行）は「第2期由布市教育振興基本計画」の施策に基づいて行う3年目の評価となります。内部評価では、政策ごとに客観的なデータ、施策体系に基づいた評価を行い、成果と課題を明らかにしました。

6名の外部評価委員からも点検・評価に係る評価書を提出していただきました。

すでに令和4年度がスタートしており、各課において新たに実施している事業もありますが、7ページから記述している外部評価委員からの意見をはじめ、今回の点検・評価で見えてきた成果と課題をもとに、市民の皆様の信頼に応える教育行政を推進していくよう、「第2期由布市教育振興基本計画」の確実な推進に努めて参ります。

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表

基本 施 策	項 目	頁番号	担当課	
1 教育基盤の形成	I 教育委員会機能の向上	7	教育総務課	
	II 事務局機能の充実	8		
2 「生きる力」を はぐくむ学校教育の 推進	I 生きる力につな がる「知・徳・体」 のバランスのとれた 心豊かな園児・児 童・生徒の育成	① 「知」確かな学力の向上 ② 「徳」豊な心の育成 ③ 「体」健やかな体の育成 ④ 幼児教育の充実 ⑤ 由布市型人材育成教育の推進 ⑥ 特別支援教育の充実 ⑦ 生徒指導・いじめ・不登校に係 る教育相談体制の充実 ⑧ 時代の要請に応じた教育の充実	9 10 11 12 13 14 15 16	学校教育課
	II 信頼と協働によ る学校づくりの推進	① 開かれた学校づくりの推進 ② 信頼される学校づくりの推進	17 18	
	III 豊かで安全・安 心な教育環境づくり の推進	① 安全安心な教育施設の整備 ② 安全で快適な教育環境の充実	20 21	教育総務課
3 人と人、人と地 域をつなぐ社会教 育の推進	I 学びのための支援・体制づくり	23		
	II 学びと活動の充実	25		
	III 文化の薫るふるさとづくり	27	社会教育課	
4 「スポーツ振 興」明るく元気な由 布の創造をめざして	I スポーツ関連施設の整備・充実	29		
	II 団体及び指導者の育成	30		
	III スポーツ・レクリエーション活動の推進	31		
	IV 合宿の誘致	32		
	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	33		
	VI 競技スポーツの振興	34	スポーツ 振興課	

項目

I

教育委員会機能の向上

【方針の概要】

- 教育に携わる全ての人や団体が互いに連携協力しながら子どもを育む活動に取り組むことが必要です。市長と教育委員会は、総合教育会議において、それらの取組の充実をめざして市民の願いや思いをくみ取り、教育諸施策の実現に向け、定期的に協議を行います。
- 学校現場や地域住民の意見を反映するために、学校訪問や施設訪問を行い意見交換を行います。
- 教育行政の着実な推進にあたって、構成員である教育委員と、行政機関である教育委員会事務局とが共通の目標に向かい、責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 月に一度開催する定例教育委員会では、様々な議論が展開され、教育政策の提案、市民の教育ニーズの把握や伝達、教育問題の市民への理解促進や、市民に教育委員会の政策を伝えるなど、市民と教育委員会とのパイプ役を担うことができた。また、第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）のため臨時会議が開かれた。会議では本市における教育の振興のための施策について議論した。他に、人事管理及び執行に關すること、校舎その他の施設及び教具、備品の設備・整備に關すること、学校給食に關すること、教科書採択、社会教育に關すること、スポーツ、文化財の保護など多岐にわたって論議した。
- 幼稚園及び小・中学校で行われた入園・入学式に出席し告辞をおこなったが、学校行事や学校施設訪問、卒園・卒業式に出席しての告辞については、新型コロナウィルス感染症予防の観点から訪問や出席を取りやめることとし、告辞については文書で配布する対応をとった。
- 総合教育会議では、市長と教育委員とが十分な意思疎通を図り教育委員会が策定した第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）を由布市教育大綱として位置付けることが審議され、地域の教育の課題やあるべき姿を共有することで、より民意を反映した教育行政を推進することができた。

【今後の取組】

- 第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）に基づいて、毎年具体化を図るために取組を審議し、市長部局や教育委員会事務局と協力し、よりよい教育行政の実現に向け取り組む。
- 学校の教育指導、学校設備や教材の取扱い、社会・スポーツ振興など幅広い教育活動に関与し、会議での話し合いのもと、地域の教育行政がより良いものになるよう、さまざまな視点から議論していく。そのため、研修会などにも積極的に参加しながら使命感を持って活動していく。

【外部評価：B】

- 教育委員会は長引くコロナ禍において、教育振興基本計画の中間見直しを実施するなど意見交換を行うことで、諸課題に迅速に対応できたことは評価できる。

項目

II

事務局機能の充実

【方針の概要】

- 教育・生涯学習は、行政の組織全般にわたって横断的に係るものであるため、関係部署との連携を密にし、施策・事業を推進します。
- 教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、その活動を担う職員の資質能力に負うところが大きいことから、各種研修に積極的に参加し、その資質向上に努めます。
- 教育委員会内において教育方針の執行状況管理を行うとともに、教育委員会事務の点検・評価を実施し、各施策・事業の着実な推進を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した万全な予防策を講じ、教育委員会が管理する様々な施設を安心して利用できるように努めます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 新型コロナウイルス感染症予防のため、関係機関と連携し、情報収集に努めるとともに、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、市民の学習機会を確保した。
- 第2期由布市教育振興基本計画の前半期の進捗状況を検証し、取組の成果が十分でない施策や、今後より一層推進すべき施策が存在することから、計画後半年の取組として中間見直しを行った。
- 教育長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、スポーツ振興課長とで、定期的に会議を開催し、情報の共有や各課の抱える諸課題の共通理解や解決方法について協議・検討している。

【今後の取組】

- 教育を取り巻く環境や、これまで進めてきた取組や課題をふまえつつ、第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）の目標達成に努める。
- 感染拡大を防ぐための対策の徹底や、新しい生活様式の実践を行い、創意工夫しながら、新しい学習や社会的なつながりを感じられる事業を展開するよう努めていく。
- 積極的に市民が活動している場に出向き、学校教育・生涯学習・文化、スポーツ等に取り組む人たちへの応援、激励、援助を行うとともに、直接に市民の声を聞き、内容に応じて教育委員会の議題に取上げ協議するなど、教育行政に反映させていく。また市報やHP等を通して教育委員会の活動を発信していくよう、広報活動に努める。

【外部評価：A】

- 新型コロナウイルス感染リスクを可能な限り軽減し、教育活動や市民の学習機会を確保できることは評価できる。
- コロナ禍で業務量増化の中、各課と十分に連携・協議を行い、教育行政に反映させている。

項目	I ①	生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成 確かな学力の向上
----	--------	--

【方針の概要】

基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します

(1) 「わかる」授業の推進

- 学びを実感するための「めあて」と「ふり返り」が明確な授業実践

(2) 個に応じた指導の充実

- 少人数指導や習熟度別指導の実践
- 補充学習や家庭学習の充実

(3) 組織的な授業改善の取組

- 学力向上アドバイザー、指導法工夫改善教員や指導教諭等による授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援
- 国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策の実施

(4) 地域の人材の活用

- 教員経験者や専門家を活用した授業の実施

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 学習指導要領に示された3つの資質・能力を意識した「めあて」「ふり返り」が位置付けられるようになってきている。
- (2) AIドリル等を活用して、個に応じた学習支援ができるようになってきている。
- (3) 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導、管理職や指導教諭による授業観察により、全市的な授業改善が進んだ。
- (4) 「由布学」を中心とした各教科の学びに、地域の方に参加していただくことができた。

△

- 学習指導要領の3つの資質・能力に沿った付けたい力を明確にする。

- 思考を深めるための「めあて」「課題」の研究を進める。

- 自己の学びを認知するための「ふり返り」のあり方についての研究を行う。

【外部評価：B】

- 3つの資質・能力を意識した「めあて」「ふり返り」が位置づけられ、AIドリル等の活用による個に応じた学習支援が進んできたことは評価できる。
- 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員指導もなされ、さらに全市的な授業改善が進んだことは評価できる。

項目

I
②

生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成
豊かな心の育成

【方針の概要】

- (1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます
 - ①「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実
 - 考え、議論する道徳の授業の実践
 - 一人ひとりのよさを認めて励ます評価の研究
 - ②体験活動の推進
 - 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進
- (2) 豊かな人権感覚の育成に努めます
 - 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進
 - 「人権・同和教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消推進法」の趣旨に沿った教育活動及び教職員の研修の充実
 - 「部落差別」解消に向けた取組の調査
- (3) 良好的なコミュニケーション力の育成に努めます
 - 「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化
 - 児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実
 - Q-U調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりの推進
 - 人間関係づくりプログラムの全校実施
- (4) 読書活動の推進に努めます
 - ①読書習慣の確立
 - 朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加に向けた取組
 - 司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用
 - 「図書通帳」の活用
 - ②学校図書室の充実と活用
 - 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨
 - 司書や司書教諭等関係職員との連携（特に並行読書等に関わる）

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 考え、議論する新しい道徳の授業実践が、展開されるようになってきている。
- (2) 「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消推進法」の趣旨に沿った授業実践や教職員研修が実施できている。
- (3) Q-U調査の結果を生かした学級づくりや人間関係づくりプログラムが実施できている。
- (4) 朝読書や全校一斉読書などを通して、読書量が増加傾向にある。

【今後の取組】

- 校内における組織的な研修を進める。
- 市教研の道徳部会、人権教育部会の研究を各校に還流する。

【外部評価：B】

- Q-U調査や人間関係づくりプログラムが活用され、豊かな心の育成につながっていることは評価できる。
- 道徳や人権教育の組織的な研修や授業実践が、今後とも進んでいくことを期待する。

項目	I ③	生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成 健やかな体の育成
----	--------	--

【方針の概要】**(1) 健康教育の推進を図ります**

- 児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進
- 健康診断の充実と結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の取組の推進
- むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の充実

(2) 「食育」を推進します**① 「食育」に関する事業の展開**

- 各学校の「食育推進計画」の実践
- 学校栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施

② 安全・安心な学校給食の推進

- 学校給食における食中毒や感染症を予防するための衛生管理の徹底

(3) 学校体育の充実を図ります**① 体育の授業の充実**

- 体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
- 指導者の研修や外部人材の活用
- 小学校体育専科教員の活用（出前授業等による市全体の授業のレベルアップ）

② 体力向上プランの実践

- 「一校一実践」の取組の推進・充実
- ラジオ体操の指導

③ 部活動に幅広い地域人材を活用

- 部活動指導員の充実

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○コロナ禍ではあったが、健康診断が実施できた。
- 学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導及びフッ化物洗口の成果があり、むし歯の保有率が減少している。
- (2) ○各学校にて、「食育推進計画」を立て、実践を進めることができた。
- 学校給食における食中毒や感染症を予防することができた。
- (3) ○体力・運動能力調査の結果、小中学校の児童生徒の体力は相対的に伸びてきている。
- 「一校一実践」の取組を推進することができている。
- 部活動の地域移行へ向けた準備会を立ち上げることができた。

【今後の取組】

- 学校歯科医、学校薬剤師と連携し、コロナ感染症の感染状況に対応しながらフッ化物洗口事業を実施していく。
- コロナ感染症対策を講じながら、栄養教諭を活用した食育の授業を再開する。
- 部活動の地域移行については、関係機関と連携し、検討委員会の立ち上げを行う。

【外部評価：C】

- コロナ禍にありながらも、体力向上に向け努力していることは評価できる。
- 部活動の地域移行や指導員の充実に向け、計画的に関係機関との連携をさらに進めさせていただくとともに、地域社会の理解を得ながら働き方改革の進展につながるよう期待する。

項目

I
④

生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成
幼児教育の充実

【方針の概要】

- (1) 幼稚園教育の充実を図ります
 - 自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
 - 小1プロブレムの解消
 - ・アプローチカリキュラム（年長時）の実施と小学校との連携
- (2) 子育て支援を推進します
 - 就学前保育「保育所（園）・幼稚園」と小学校の連携の推進
 - 保育所・幼稚園・小学校の教員や保育士の合同研修や交流活動の推進
- (3) 子育て教育相談の充実を図ります
 - 園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談の充実
 - 預かり保育の拡充や幼稚園と保育所の施設を使った交流会の充実
- (4) 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します
 - 教育方針と指標を明確にした幼稚園評価の実施
 - 園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動の充実
 - 特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の教育支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○幼児教育振興プログラムを改訂し、教育方針や指標を明確にすることができた。
- (2) ○アプローチカリキュラム（年長時）について小学校との連携を進めることができた。
- (3) ○コロナ禍ではあったが、保育園・子ども園・小学校との協議会を開催することができた。湯布院地域では、先行的に保育園・子ども園との合同研修や交流活動が実施できている。
- (4) 園児や就園予定の児童についての教育相談を実施できた。

【今後の取組】

- 湯布院地域の取組を還流し、庄内地域、挿間地域においても、可能な取組から実施していく。

【外部評価：B】

- 「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化に向けた取組をさらに推進するとともに、保育園・こども園を含めた関係機関との連携に努めてほしい。

項目

I

(5)

生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成
由布市型人材育成教育の推進

【方針の概要】

- (1) 幼・小・中・高14年間を見通した資質・能力の育成を図ります
 - 校種間連携の強化
 - 連携型中高一貫教育の推進
 - ・中高乗り入れ授業、中高合同教科部会を中心とした学力向上の取組
 - ・中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動を中心としたリーダー育成の取組
 - ・由布高校振興大会等の進路指導部会の取組
 - 小中連携教育の推進 ○保・幼・小連携教育の推進
- (2) 由布学を通した「課題発見力」「情報収集力」「情報発信力」の育成を図ります
 - 幼稚園教育、小学校低学年の生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間
由布高校の活性化事業の連動
 - 13年間で育てたい資質・能力系統表の活用
 - 地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習
 - 地域人材活用支援員、校区コーディネーターの活用
 - 課題探求型の授業（「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」）の推進
 - 情報発信の場（学習内容を報告、発信する場）の設定
 - 地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を行える場を設定
 - 「由布の学びの検定」資料の活用 ○「由布の学びの検定」受検の推奨
- (3) 時代のニーズに対応した4技能統合型の外国語教育を推進します
 - 小中学校にALTを配置し、4技能統合型の授業を展開
 - 小学校外国語教育推進校、中学校外国語教育推進校による授業公開
 - 小学校外国語専科教員、中学校英語科教員、ALTによる外国語教育推進プロジェクト会議
 - 中学生、由布高校生を対象とした英語技能検定の受験料補助
 - 由布高校における韓国語、中国語検定の受験料補助

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動、由布高校振興大会等を実施し、中高連携を進めることができた。
- 小中連携、保・幼・小・子ども園の連携を推進することができた。
- (2) ○由布学を通じて、課題探求型の授業（「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」）を推進することができた。
- 「由布学チャンネル」等の情報発信の場を確保することができた。
- (3) 中学校3年生、由布高校生を対象とした英語技能検定を実施できた。

【今後の取組】

- 由布市人材育成事業の取組を継続していく。
- 市内小中学生及び保護者に対する啓発活動を強化する。

【外部評価：B】

- 「由布学」を通し、課題解決型の授業が推進できていることは評価できる。
- 由布高校の進学希望者増のため、市内小中学生・保護者に向けさらなる情報発信や啓発活動を進めていただきたい。

項目

I
⑥

生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成
特別支援教育の充実

【方針の概要】

- (1) 特別支援教育についての研修の充実を図ります
 - 教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実
- (2) 特別支援教育について関係機関と連携を図ります
 - 「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定
 - 系統的・継続的な教育的支援の実施
- (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します
 - 全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置
 - 個別の事案を検討するケース会議の実施
- (4) 発達障がいによる困りを抱えている児童・生徒への支援に努めます
 - ①特別支援員の配置等人的環境整備
 - 一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
 - ②教育相談の充実
 - 通級指導など彈力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した、巡回教育相談、専門家相談の利用の推進
 - ③スクールソーシャルワーカー（SSW）や指導主事による対応の充実
 - 各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 校内研修やチーム会議、市の特別支援教育研修を実施することができた。
- (2) すべての学校において、「個別の教育支援計画、個別の指導計画」が策定された。
- (3) 特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内支援体制がつくられている。
- (4) スクールソーシャルワーカー（SSW）や指導主事による個別の対応が進んでいる。

【今後の取組】

- 組織的な教職員研修を引き続き実施する。
- 中学校の特別支援教育体制を強化する。
- 保育園・幼稚園・子ども園の保護者を対象とした啓発活動を実施する。

【外部評価：B】

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした、支援体制の強化、及び特別支援教育充実のため、継続的な環境づくりに一層努めるようお願いしたい。
- 今後も、子どもたちのニーズに合わせ組織的に迅速な対応をもって取り組んでいただきたい。

項目

I
⑦

生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成
生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実

【方針の概要】

- (1) 学校内の教育相談体制を確立します
 - 教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制の充実と「チーム学校」による迅速で組織的な対応
 - 中学校3校、小学校4校に県のスクールカウンセラー（S C）配置
- (2) 市の教育相談体制の整備、充実を図ります
 - 「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実
 - 「由布市学校子ども支援センター」の適応指導教室「コスモス」の充実を図り不登校児童・生徒の自立や学校復帰を支援
 - 「地域教育相談コーディネーター」による定期的な学校訪問、情報共有の推進

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 各学校に教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制が位置付けられ専門家を入れたケース会議の開催など、「チーム学校」としての対応ができる。
- (2) 由布市子ども支援センターのスクールソーシャルワーカー、就学相談員、支援センター「コスモス」による専門的な支援が、個別に行われている。

【今後の取組】

- 不登校の児童・生徒の居場所づくりを進める。
- 【挿間・庄内地域】 教育支援センター「コスモス」の開室日を5日間へ拡大する。
- 【湯布院地域】 地域児童生徒支援コーディネーターを配置する。
支援ルーム「ゆふいん」を開室する。

【外部評価：B】

- 湯布院地区に児童生徒の支援ルーム「ゆふいん」ができたことは評価できる。
- 生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実とともに、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな関わりや声かけ等の取組を期待する。

項目

I
⑧

生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな園児・児童・生徒の育成
時代の要請に応じた教育の充実

【方針の概要】

- (1) 情報教育を推進します
 - タブレット端末を活用した教育活動の充実
 - 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成
 - 論理的に考える力を育むプログラミング教育の推進
 - 個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持向上
- (2) 環境教育の充実を図ります
 - 「由布市学校エコ運動」の推進
 - 各教科等における環境教育の取組の推進
- (3) 国際理解教育の充実を図ります
 - 中・高合同教科部会を核とした、小学校外国語・中学校英語語教育の充実
 - 指導主事・ALT等による、小学校外国語教育における教材開発の支援
- (4) 防災教育・安全教育の充実と感染予防対策を推進します
 - 非常時の際、学校の作成する危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員
保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進
 - 子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの
構築
 - 災害発生時や、新型コロナウィルス感染症に対応した持続的な学校運営を図る
とともに臨時休業中の子どもたちの学びを保障する取組を推進
- (5) オリンピック・パラリンピック教育の充実を図ります
 - オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツの意義や価値、
障がいに対する理解の促進
- (6) がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します
 - 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成をめざし、体育・保健
等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進
- (7) 主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育を推進します
 - 新しく、時代の要請で特に求められている主権者教育・消費者教育・持続可能
な開発のための教育（ESD）について、学習指導要領に基づく指導内容の徹
底を図る
 - ESD=持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に
向けた行動を起こす力を身につけるための教育

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) タブレット端末を活用した授業が展開されている。
- (2) 各校ともに環境教育を教育課程に位置づけ、積極的に取り組んでいる。
- (3) 緊急時の保護者への引き渡し訓練等、実際を想定した訓練が実施された。
- (4) 体育・保健の授業の中で学習が深められた。
- (5) 教育課程の中に系統的に位置付けることができている。

【今後の取組】

- 市教研の情報化部会、各校の情報担当者と連携し、情報教育についての職員研修を
充実させる。

【外部評価：B】

- タブレット端末活用とともに、これまで以上に情報モラル教育の充実をお願いした
い。
- 情報教育において組織的な研修やサポート体制を充実してほしい。

項目

II
①信頼と協働による学校づくりの推進
開かれた学校づくりの推進

【方針の概要】

- (1) 学校公開の日を設定します
 ○学校ごとに授業公開日の設定を行い、学校の取組への理解を促進
- (2) 学校の情報公開に積極的に取り組みます
 ○学校ホームページや学校便り等で、活動状況や学習定着状況の成果等の公表

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) (2) (3) (4)
 ○全小中学校にて、学校運営協議会を開催し、最重点目標の共有を行うことができた。
 ○学校運営協議会の一員、地域の一員として、どの様な関わりができるかを協議した学校が数校あった。
 ○全ての小中学校にて、保護者と最重点目標の共有を行うことができた。
- (5)
 ○学校グランドデザイン、学校評価等の情報をホームページを通じて発信することができている。

【今後の取組】

- 学校運営協議会、地域の一員としての主体的な取組を促す熟議の場を設定する。
 ○ホームページ、由布学チャンネル等を通じての、積極的な情報発信を行う。

【外部評価：B】

- 学校ホームページや学校便り等を活用しての情報の発信は評価できる。
 ○コロナ禍ではあるが、可能な限り保護者・地域、学校との十分な交流や連携が計られる期待することを期待する。

項目

II
②信頼と協働による学校づくりの推進
信頼される学校づくりの推進

【方針の概要】

(1) 特色ある学校づくりを推進します

- ①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成
 - 具体的な教育目標と具体的な取組等を公表、学校・家庭・地域と連携した学校教育の実践

②組織としての学校運営

- 全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）

(2) 学校評価を推進します

- 教育活動の改善に生かす、学校評価の実施と公表の推進

(3) 教員の意識改革と資質能力の向上を図ります

①研修（県及び市主催）の充実

- 由布市教育研究協議会を中心とした組織的・計画的な研修・研究活動の充実
- 県等が主催する各種研修会への積極的な参加

②校内研究の充実

- 学校の教育課題を明確にし、組織的・計画的かつ日常的な授業改善への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）
- 市教研の研究テーマとの連携を強化した校内研の推進

(4) 学校と家庭・地域の協働による教育を推進します

①地域での子どもの教育の推進

- 「由布市地域協育推進事業」の充実・推進による教育課題の解決促進

②コミュニティ・スクールによる、学校・家庭・地域の「協働」による教育の一層の推進

- 市内全小・中学校のコミュニティ・スクール実施による家庭・地域との協働の充実

- 家庭、地域と学校の協働による、子どもの教育課題解決に向けた取組の推進

③学校と家庭・地域の協働を具体化する情報交換機能の充実

- 「ゆふポ」を活用した一斉メール送信システムの構築と活用

- 勤務時間外の相談等に対応するシステムの構築

(5) 安心・安全・協働の職場体制づくり

①校務支援システムを活用した効率的な学校運営の支援

②新型コロナウイルス感染症対策や学校の働き方改革に対応するスクールサポートスタッフの活用

③働き方改革を推進するための業務改善の推進

【方針達成状況（実績及び成果）】

- ①校務支援システムの導入に向けて、組織的な職員研修を実施した。
- ②スクールサポートスタッフ及び学習支援員を各校へ配置した。
- ③働き方改革の推進のために、各校にて業務改善についての協議が行われた。
- ④QRコードを活用した勤務時間の把握ができた。
- ⑤由布市版人材リストの作成を開始した。

【今後の取組】

- 校務支援システムの効率的な活用に向けて、実務担当者を中心とした職員研修を実施する。
- 教職員の超過勤務時間の把握を、校務支援システムを使っての集約に移行する。
- 部活動の地域移行について協議する。

【外部評価：B】

- 校務支援システム・「ゆふポ」等が有効に活用できることを期待する。
- 校務支援システムについては、引き続き担当者を中心とした研修を行い、業務改善につながるよう期待する。

項目	III ①	豊かで安全・安心な環境づくりの推進 安心安全な教育施設の整備
----	----------	-----------------------------------

【方針の概要】**(1) 子どもたちの登下校等の安全を目指します**

- 登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、児童生徒が安全・安心に通学できるよう次の事に取り組みます。

- 1 危険箇所の調査・把握
- 2 通学路安全推進会議の開催
- 3 関係機関・団体との連携
- 4 地図システムを利用した効率的な情報管理

(2) 学校施設や設備の整備・充実

- 安全性を最優先とした学校施設の改修・整備を計画的に行い、安全で快適な環境づくりに努めます。また、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化問題に対応するため、令和2年3月に、将来の人口動態や財政状況等を見据えながら、施設の更新や長寿命化を計画的に行うこと目的とした「由布市学校施設長寿命化計画」を策定いたしました。今後も、本計画に基づき「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を目指しながら、長期的な視点をもって施設の長寿命化と計画的な維持管理に努めます。

- 空気検査、水質検査、浄化槽検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託を実施するとともに、危険箇所の修繕・整備を行います。

- 学校で児童生徒が、健康面・心理面からも安心して使用できるよう、清潔で快適なトイレの整備を行います。

【方針達成状況（実績及び成果）】**(1)**

- ・学校や児童生徒の保護者から通学路の危険箇所について、聞き取り調査を実施し、把握した危険箇所は、各関係機関が出席する通学路安全推進会議の中で点検依頼及び安全対策要望を行っている。令和3年度は危険箇所50か所を把握し、うち14件は年度内に道路管理者等による安全対策を完了した。
- ・令和3年度にこれまで紙媒体で管理していた通学路情報を市の地図システムに登録したことにより、教育委員会と市長部局で横断的に通学路の状況や問題点を把握できるようになった。

(2)

- ・由布市学校施設長寿命化計画に基づいて、由布川小学校の設備（トイレ）改修工事と西庄内幼稚園の屋上防水工事を実施した。
- ・空気検査、水質検査、浄化槽清掃・検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託、プールろ過装置点検、貯水槽清掃・検査等を実施し、学校の維持管理に努めた。また、学校と連携して施設の修繕を行った。
- ・令和4年度当初予算にトイレ洋式化工事の予算を確保し、整備率の低い小中学校で改修工事の実施を予定している。

【今後の取組】

- 通学路の危険箇所については、通学路の安全点検と、点検結果に基づく対策等を実施していくとともに、関係者へ情報提供し、共通認識をもちながらそれぞれの立場での対応を依頼する。また、令和3年度から利用を始めた地図システムを最大限に活用することを目指していく。

【外部評価：A】

- 通学路の危険箇所を可視化したことは評価でき、今後より効果的な点検作業と対策・立案に役立ててほしい。
- 学校と教育委員会が連携し、安全で快適な環境づくりができていることは評価できる。

項目

III
②豊かで安全・安心な環境づくりの推進
安全で快適な教育環境の充実

【方針の概要】

(1) 情報活用能力を育む I C T 利活用の環境整備

- 時代の変化や社会情勢に対応した多様な学習を図るため、I C T の活用が進むことが予想されます。児童生徒が快適に学べる環境を整備するとともに、学校の情報端末等を快適に維持管理し計画的に更新を進めます。

(2) 教育環境の整備

- 第4期由布市学校規模適正化推進計画をもとに、学校規模の適正化を図るとともに教育的な見地に立ち全市的な観点から、学校の適正配置について検討します。
- 教育委員会が総務部局と連携しながら、幼児児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に努め、それぞれの地域にあった特色ある学校づくりを提案すると共に、地域と学校が連携・協働することに努めます。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した、持続的な学びの環境整備に取り組んでいきます。

(3) 遠距離通学・通園に関する環境の整備

- 適正化によって通学路が変更された児童・園児のスクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行うとともに、通学の安全確保に努め、保護者と意見交換の場を設け適切な運行に努めます。
- 通学距離が標準を超える場合、公共交通機関の運賃の補助や自転車購入費用助成を行います。

(4) 教育条件の整備

- 教育に係る経済的負担減を図り、経済的な理由により就学が困難な世帯の児童生徒が安心して学校生活がおくれるよう、さまざまな支援制度の周知を図り利用を促進します。

- 1 学用品や給食費など、経費の一部を援助する就学援助制度
- 2 学資の一部を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的とする奨学金制度

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 学校環境を安全に保つために、学校と設置者が協力して校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険を除去するなど、改善措置を講じた。
- 児童増加に伴い、教室が不足することが見込まれる挾間小学校の増築のための用地取得が完了した。適切な教育環境の整備・改善を優先課題として取り組む。
- G I G Aスクール構想
 - ① 動画教材を使った授業や遠隔授業なども増え、Wi-Fiの通信が途切れたり遅くなったりして授業が滞ることもあり、より高速なネットワーク整備をした。
 - ② 全ての児童生徒にタブレット端末を貸与し、授業での活用とともに、家庭学習の活用も図るため、タブレット端末の持ち帰りができるようルールを定めた。また家庭におけるWi-Fi等通信環境が整っていない家庭への支援の整備も行った。
- ・小学生207人、中学生147人、合計354人に就学支援を実施した。
 - ・入学一時金3人、奨学金2人、条件付返還免除型奨学金4人の申請があり貸与した。

【今後の取組】

- 快適な教育環境の整備・改善を優先課題として学校施設増築や、学校のトイレの洋式化、バリアフリー化等充実を図る。
- 個人情報保護や情報セキュリティなどの法的事項の整備のほか、ICTに精通した人材の配置や、現場で実際に活用する教員の研修の充実等について検討をしていく。
- ICT活用については「導入して終わり」ではなく、導入後の効果や使い勝手の確認も含め、活用計画やフォローアップなど、継続的に改善を続けていく。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響で返還が困難となった奨学金貸与者には返還猶予制度があることを周知していく。

【外部評価：A】

- 挾間小学校の児童数増に伴う用地取得や高速ネットワーク整備、家庭でのタブレット利用環境の充実に向けての支援については評価できる。
- 就学援助費の支給や奨学金の貸与において、保護者の経済的負担の軽減、教育の機会均等に寄与したことは評価できる。

項目

I

学びのための支援・体制づくり

【方針の概要】

(1) 学びのための体制・施設整備

- 社会教育や生涯学習を推進・支援する専門職員の適切な配置を行います。
- 社会教育施設の運営にあたっては、市民、利用者の意見や要望等の把握に努め利用しやすい運営を目指します。
- 地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。
- 市立図書館の利用状況調査や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる図書館運営を目指します。

(2) 自治公民館活動の推進

- 各種研修の実施や先進事例を紹介することで、自治公民館活動の活性化を図ります。
- モデル自治公民館を選定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。
- 自治公民館活動等の支援を継続して行います。

(3) 社会教育関連団体・社会教育支援団体への活動支援

- 団体が各種課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していくように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。

(4) 学習情報の発信

- 学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、社会教育活動を行う団体の情報発信に努めます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

（1）学びのための施設整備

コロナ禍でも安心して公民館が利用できるよう、はさま未来館（挾間公民館）の大規模改修を実施した。また、図書館システムの入替えを行ったことで、セルフ貸出や在架予約、マイ本棚機能など新たな機能が追加され、より機能的で利用しやすい図書館づくりに取り組んだ。

（2）自治公民館活動の推進

モデル自治公民館として、海老毛と畠田を認定。3年目の海老毛では、年に4回の軽スポーツを中心としたイベントを実施し、地域の人たちの健康増進・交流の場づくりを行った。1年目の畠田では「地域内外の人の居場所づくり」を目指し、絵本・紙芝居講座やリトミック講座を実施した。他地域へはモデル自治公民館の活動状況・事業の周知を行った。自治公民館に対しては、活動補助や整備補助等による支援を行った。

（3）社会教育関連団体・社会教育支援団体の活動支援

P T Aや女性団体・青少年健全育成市民会議等の関連団体に対し活動支援・補助を行った。

（4）学習情報の発信

学習情報や団体情報が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布するとともにスマホから簡単に申込みができるよう工夫した。また、生涯学習活動について、誰もが知りたい情報が取得できるようにQRコードを掲載した。

【今後の取組】

- (1) 由布市公共施設個別計画に基づいた計画的かつ継続的な施設整備
- (2) モデル自治公民館へ活動の提案を行うとともに、継続した活動に結び付けられるような体制づくりへの支援を行う。取組については、他地域へ広く周知する。
- (3) 活動支援に加え、研修の機会を提供する。
- (4) 読みたくなる・参加したくなるようなチラシづくりに努め、市民の学習活動への参加を促進する。

【外部評価：A】

- コロナ禍でも地域活動に取り組めるよう、モデルとなった自治公民館の目標達成に向けた取組の支援ができたことは評価できる。
- 施設の大規模整備の積極的な推進や、有益な各種情報の発信といった事業展開ができていることは評価できる。

項目

II

学びと活動の充実

【方針の概要】

(1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実

- 社会的課題や学習ニーズに応じた講座・教室を開催し、参加しやすい学びの環境を整えます。

(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

- 小・中学生を対象とした様々な体験学習プログラムを実施し、その中で直面した課題を解決することで子ども自身の課題解決能力や自己肯定感を育みます。

(3) 地域リーダーの育成

- 学びの支援やネットワークづくりをとおして、人づくりや地域づくりに関わる役割負担を担う社会教育士の普及・啓発に努めます。

- まちづくり、地域活性化の核となる人材の発掘と活用に努めます。

- 各地域における青少年リーダーの組織化と活動を支援します。

(4) 地域協育の推進

- 地域学校協働活動に取り組む中で、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。

- ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施し、子どもの居場所づくりや地域と子どもが触れ合える機会の提供を促進します。

- 家庭教育講座や家庭教育サロンを実施し、子育て中の保護者同士のつながり、居場所づくりに努めます。

(5) 人権教育の推進

市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題ととらえ「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組みます。

- 「人権講座」を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。

- 地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、各団体等に差別や偏見に関する認識を深めるための学習機会を提供し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。

- 地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民との学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。

- 「人権を大切にする市民会議」と連携し、差別の解消に向けた取組に努めます。

(6) 子どもの読書活動の推進

大人も子どもも一緒に「読書活動」を推進していくよう「第2次由布市子ども読書活動推進計画」（令和3年度～令和7年度）を新たに策定し、子どもの読書に携わる関係者の連携を図りながら、発達段階に応じた読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を推進していきます。

- 小学校入学時に「図書通帳」を贈呈し、読書に親しむためのきっかけを作ります。

- 子ども司書を養成し、活動や活躍をする場を提供することで、子どもから子どもへの読書の輪を広げることができます。

- 学校図書室をはじめ読書活動関係者との情報共有を密にし連携を促進します。

- ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。

- 図書館だよりをはじめとして、情報を広く届けるとともに、対象者に合わせた効果的な情報発信を行います。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 受講者のニーズに応じた公民館講座の開催に努めた。また、社会的課題に合わせ、スマホ講習会を実施した。
- (2) 社会教育課で提供する事業メニューにおいて、子どもたちに自然・文化・スポーツ・工作・プログラミング・視聴覚などの体験活動の機会を提供することができた。
- (3) 中学校区ネットワークの連携により、地域人材を学校へ派遣する学校支援活動や学びと体験を提供するゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施した。また、県のモデル地域として、研修の機会を通じて他市町村へ体制や活動の内容、効果を発表した。家庭教育支援として、講座やサロンを各公民館で実施した。
 - ・令和3年度 大分県教育奨励表彰 受賞 西庄内小学校「算数ステップ学習」ボランティア
 - ・令和3年度 文部科学大臣表彰 受賞 家庭教育支援チーム「はさま未来クラブ」
- (4) 青少年リーダーの定期的な活動を支援するとともに、地域の団体などと連携できよう工夫した取組を行った。また青少年リーダー交流研修会を開催することでリーダーの役割やノウハウを学ぶ機会を提供することができた。
- (5) 企業・高齢者学級・中学校・社会教育委員会・自治区などと連携して幅広い世代に対し、効果的に人権学習を実施した。
- (6) 図書館の休館期間に保育園（こども園）・幼稚園へ出前団体貸出を実施した。県と連携して、子ども読書イベント（由布市立図書館20周年記念行事）を開催した。

【今後の取組】

- (1) 受講者のニーズと社会的課題をバランスよく取り入れた講座の実施に努める。
- (2) さまざまな事業メニューにおいて、「生きる力」を養うことができる学びの提供に努める。
- (3) 地域の団体や学校等と連携しながら引き続きネットワークづくりに取り組む。
- (4) 地域リーダーの育成のために青少年リーダーや子ども司書などの人材育成促進に努める。
- (5) 自治区や社会教育関連（支援）団体・企業単位で行う人権研修を推進する。
- (6) 保育園（こども園）・幼稚園を対象とした出前貸出（にじいろゆうびん）や、えほんリサイクルを活用したブックスタートに取り組む。

【外部評価：A】

○国や県の機関から表彰を受けるなど、地域協育事業の取組は大いに評価できる。また、読書推進活動や青少年健全育成についても、相当の事業成果が見られる。

項目

III

文化の薫るふるさとづくり

【方針の概要】

(1) 文化財・伝統文化の保存と敬称

- 文化財調査委員会と連携し、文化財の選定・指定・登録に努めます。
- 文化財調査委員会及び文化財パトロールを定期的に実施します。
- 指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。
- 由布市内の歴史民俗文化の理解を深めるため、「由布市歴史民俗資料館」に保管中の資料を整理し活用を図ります。
- 「由布市文化財保存活用計画」策定に向けた調査研究を行います。
- 埋蔵文化財の保護・保全のための分布状況を整理し、市民と協調して文化財の保護を推進し、適切な指導を行うことで文化財の新たな価値を引き出します。
- 市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行います。

(2) 学習機会の提供

- 子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。また、子どもたちが学習してつけた力を試せる場として「由布の学び検定」を実施します。
- 学校等で出前講座を行い、地域の歴史文化資源を生かした学習を推進します。
- 子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するために「ふるさと探検部」を実施し、活動に取り組みます。

(3) 芸術・文化活動への支援

- 市内に所在する芸術・文化団体の活動を支援し、活動機会等の情報提供に努めます。
- ならねっ子まつりにおいて、由布市出身の児童文学者「後藤檜根」の功績を市の文化財産として大切に後世に伝えていくとともに、児童文化の振興を図ります。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○別府大学と連携し、博物館実習の受入れ（展示キャプションの作成、チラシ作成、館内清掃）を行った。
 - 市内文化財をパトロールし、保存状態を確認した。
- (2) ○ふるさと探検部を4回実施し、小学生を対象に市内の文化、環境等幅広い分野について学習ができた。
 - 由布の学び検定を市内小中高校生を対象に実施することで、学習の成果を発揮できる場を設け、地域理解の増進も図れた。
- (3) ○文化団体へ補助支援するとともに、コロナ対策などの補助事業の周知や申請支援を行うことで文化活動を推進することができた。
 - ならねっ子まつりを3町それぞれで展示開催した。

【今後の取組】

- (1) ○歴史民俗資料館に保管している資料の適切な保存等を図り、積極的な活用を図る
 - 歴史民俗資料館の場所や運用方法等の検討に取り組む
 - 文化財調査委員と連携し、文化財の保存、活用に努める
- (2) ○由布市について愛着をもち、郷土愛の育成や未来を担う人材の育成を図るために各課と連携して、学習機会の提供を行う。
- (3) ○市内文化団体の状況把握
 - 国民文化祭、ラグビーワールドカップ等の成果を生かして、各地域の特色ある郷土の文化を発信していく。

【外部評価：B】

- 後藤檜根の功績を後世に伝えていくならねっ子祭り事業は、3地域にわたる児童文学の広がりが見受けられる。
- 文化財の活用については、さまざまな教育活動が行われていることについては評価できるが、保管している資料等の活用が不十分と見受けられるため、さらなる積極的な活用を図るよう望む。

基本施策

4

「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造
をめざして

項目

I スポーツ関連施設の整備・充実

【方針の概要】

- スポーツ施設の適正な維持管理に努め、市民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動ができる環境整備を行います。
- 令和元年5月から始まった広域圏連携によるスポーツ施設のネット予約制度を広く周知して、サービスの充実と利用率の向上を図ります。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 大規模工事の実績は以下のとおりです。
 - ・挾間B&G海洋センター外壁改修工事
 - ・挾間B&G海洋センター機械設備等改修工事
 - ・挾間B&G海洋センター学習スペース設置
 - ・湯布院B&G海洋センター浄化槽改修工事
- 広域圏連携による『おおいた公共施設案内・予約システム』の導入により施設予約の利便性が向上し、システム利用による予約率は、令和元年度、9.5%、令和2年度 21.7%、令和3年度 22.0%と利用率が向上している。

【今後の取組】

- 社会体育施設の維持管理については、由布市公共施設等総合管理計画に基づいて改修工事等を行うこととなっている。利用者のニーズに即した施設整備を行い、施設の長寿命化を図る。

【外部評価：B】

- 改修等の施設整備事業が計画的に行われていることは評価できる。
- 施設利用の予約システムは、さらなる周知を図り、利用率の向上に努められたい。

項目

II 団体及び指導者の育成

【方針の概要】

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を提供する役割として3地域にある「総合型地域スポーツクラブ」の魅力を継続的に発信していくとともに活動の中心となるクラブマネージャーとの連携や、スポーツ推進委員の育成に繋がる研修会等への参加を促進し、スポーツ・レクリエーション活動のけん引役となるよう指導者の育成に努めます。
- 青少年の健全育成を目的とするスポーツ少年団の活動のなかで、登録団体の交流イベントを開催し団員相互の親睦を深めるとともに、指導者や保護者に対しては幼少期に適したスポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信に努めます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- コロナ禍ではあったが、感染防止のガイドラインに基づきスポーツ推進委員の研修会やスポーツ少年団の交流大会を開催することが出来た。オミクロン株での感染者の増加等により、事業が中止になったものもあり、通常時に行っていたものが行えていない状況もある。

【今後の取組】

- スポーツ少年団、3地域の総合型スポーツクラブ、スポーツ推進員等と連携し、各種のスポーツ・レクエーション活動を支援する。

【外部評価：C】

- コロナ感染防止に努めながら、推進員の研修会などが開催されたことは評価できる。
- かねてからの課題である、「団体及び指導者の育成」につながる事業展開を図られたい。

項目

III スポーツ・レクリエーション活動の推進

【方針の概要】

- 「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「介護予防」の達成に向けて、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた運動を継続的に行うことで、生涯にわたり健康的な生活が送れるよう、世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- 令和2年度のコロナ禍に発生した7月豪雨災害で甚大な被害を受けた由布市にとって、今年開催される東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが地元で開催されることは明るいニュースです。さらにパラリンピックに出場する由布市出身の選手を応援することで、スポーツへの関心と興味を持ち、運動人口増加等の波及効果が期待されるところです。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 総合型スポーツクラブ3団体に計617名の市民が加入している。それぞれの団体で計画していたスポーツ・レクリエーション活動の多くは、新型コロナウイルス感染症対策のために中止となつた。
- コロナ禍ではあったが、感染症対策ガイドラインを遵守し小学生を対象としたBG塾や、総合型地域スポーツクラブが主催する水泳教室をB&G海洋センタープールを使用して実施することが出来た。

【今後の取組】

- 自治区を通じて情報の周知や小学校への通知、市のホームページ・市報等でスポーツイベントへの参加を呼びかける。

【外部評価：B】

- 多くの大会が中止を余儀なくされるなか、BG塾や水泳教室を実施したこと、また新たな種目の導入にも取り組んでいることは評価できる。

項目

IV 合宿の誘致

【方針の概要】

- 湯布院スポーツセンターの宿泊施設を利用したスポーツ大会や強化合宿等を行う団体に対し、継続的な利用誘致を行います。また、これまで連携して大規模合宿を受け入れてきた『ゆふの丘プラザ』が休館中のため、同規模の合宿は厳しい状況となっていますが、引き続き『ゆふの丘プラザ』を利用していた団体へも誘致活動を行っていきます。
- 国際大会に日本代表として出場する団体の合宿や、事前キャンプ地としての誘致を行います。
- 由布市民の利用率向上に向け、市内のスポーツ団体はもとより、小・中・高等学校に対して課外授業等による施設の利用を呼びかけます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 令和元年度から新たにアーチェリー競技の大会（合宿）を誘致し、スポーツセンターの宿泊利用者数は前年度を上回る予定（予約）だったが、新型コロナウイルスの発生で各種大会が中止となり、予定したような成果が得られなかった。

【今後の取組】

- これまで広域圏で取り組んできた自転車競技団体の合宿誘致を引き続き行なう。
- 柔道や剣道競技の練成大会、陸上、ラグビー、サッカー競技の強化合宿の継続とともに、新規に開催されるようになったアーチェリー競技の継続した使用を誘致する。

【外部評価：C】

- コロナ禍にあり、十分な取組ができなかつた状況は理解できる。事態収束後の積極的な誘致の取組に期待する。

基本施策

4

「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造
をめざして

項目

V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進

【方針の概要】

- 日頃の練習成果を発表する場としてスポーツ大会を開催し、参加者相互の親睦を図ります。
- 各地域で開催されるスポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。
- 新たな種目の導入等により、多くの市民が参加できるようスポーツ交流活動の推進に努めます。
- 湯布院スポーツセンターで、リレーマラソン大会として開催している「ゆふいんS P A健康マラソン大会」は、参加者から高い評価を得ています。スポーツセンター施設内を使用することで、参加者の安全が確保出来ていることから、今後も環境整備を行い大会の継続を目指します。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 延期になっていた「第30回ゆふいんS P A健康マラソン大会」は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行なったうえで、3月20日に実施した。

【今後の取り組み】

- これまで同様、「ゆふいんS P A健康マラソン大会」を市民の健康づくりと親睦に繋がるスポーツ大会と位置付け今後も支援していく。
- 世代を超えて多くの市民が参加できるようなスポーツ・レクリエーション活動を働きかけ、参加者増となるよう、新しい種目の導入等を検討していく。

【外部評価：B】

- 新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮し「ゆふいんS P A健康マラソン大会」が無事開催できたことは評価できる。
- 新たな種目の導入等により、さらなるスポーツ交流活動の推進を図られたい。

項目

VI 競技スポーツの振興

【方針の概要】

- 市民体育大会や県民体育大会・県内一周駅伝大会等の競技スポーツの大会で好成績が得られるよう、体育協会の活動を支援します。
- 学校やスポーツ関連団体との連携を密にし、選手の発掘等を行うとともに、組織の拡充を図りながら競技力の向上を目指します。
- 競技スポーツの国際大会や全国大会等に出場する由布市出身の選手を支援します。
- 世界で活躍するトップアスリートや指導者を招いて交流会や研修会等を開催し、選手の技術を身近に体験し、スポーツに興味を持つことにより競技人口の増加と競技力の向上を目指します。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、市民体育大会をはじめ、県民体育大会、県内一周駅伝大会等のスポーツ大会が中止となった。（県内一周駅伝は事業廃止）
- 各種大会出場補助金交付要綱にもとづき、全国競技大会等へ出場した選手に補助金等を交付した。実施数は昨年度と同様4名に対し交付した。
- サイクリングのプロチーム主催による「やまなみハイウェイSPA RIDE」へのエイドステーションの協力をを行い、プロスポーツに触れる機会を作った。

【今後の取組】

- スポーツ協会に属する各競技部のスポーツ大会での活躍に向け、練習環境の提供等引き続き支援を行う。

【外部評価：B】

- コロナ禍収束後の競技スポーツ、各種大会へ出場する選手への支援体制の継続、充実を望む。

教育委員会の活動

教育委員会制度

(1)制度の概要

教育に関しては、政治的中立と継続性・安定性の確保が強く要請されるため、地方公共団体から独立した執行機関として「教育委員会」が設置され、それぞれに属する権限の範囲内で相互に対等かつ独立に事務を執行します。

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当し、その具体的な方針や施策は、教育委員の合議により決定します。

(2)教育委員会の構成

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化し、新たな職として教育長を置くこととなりました。

由布市では教育長が在任期間中であったことから、同法附則第2条の経過措置により、教育委員会の組織体制は、引き続き5名の教育委員で構成されていましたが、平成30年11月19日に新教育長が就任し、教育委員会の構成は、教育長と4名の教育委員になりました。

(3)教育委員会の会議

由布市教育委員会会議規則の規定に基づいて開催（原則として毎月1回）し、42議案を審議、可決・承認しました。

〈定例会12回・臨時会3回〉

開催日	案　　件	
R3.4.26 定例会	教議第27号	由布市立学校職員服務規程の一部改正について
	教議第28号	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る由布市立学校職員在宅勤務制度実施要領の一部改正について
	教議第29号 協議事項	特認園制度による入園許可について 令和3年度教育委員会第2回補正予算案（6月議会）について 令和3年度教育委員会学校・施設訪問について
R3.5.24 定例会	協議事項	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による休業中のタブレット端末を活用した学習について

開催日	案　　件	
R3.6.9 臨時会	協議事項	第2期由布市教育振興基本計画見直し(案)について
R3.6.23 定例会	教議第30号	特認校制度による入学許可について
	教議第31号	区域外就学の許可について
	教議第32号	由布市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について
	教議第33号	由布市学習用タブレット端末等貸与要綱の制定について
	協議事項	令和3年度事業の点検・評価の報告について(2年度執行分) 内部評価
R3.7.6 臨時会	教議第34号	区域外就学の許可について
	協議事項	令和3年度事業の点検・評価の報告について(2年度執行分) 内部評価
R3.7.26 定例会	教議第35号	区域外就学の許可について
	教議第36号	就学援助の認定について
	教議第37号	由布市中学校生徒英語検定料補助金交付要綱の制定について
	協議事項	令和3年教育委員会第4号補正予算案(9月議会)について
R3.8.25 定例会	教議第38号	就学援助の認定について
	教議第39号	庄内屋内競技場施設の管理運営に関する規則の一部改正について
	教議第40号	令和4年度使用中学校教科用図書の採択について
R3.9.24 定例会	教議第41号	由布市立学校職員ハラスメント防止要綱の一部改正について
	教議第42号	由布市学校児童生徒就学援助規則の一部改正について
R3.10.26 定例会	協議事項	令和3年度教育委員会第7号補正予算案(12月議会)について 由布市幼児教育振興プログラムについて
R3.11.19 臨時会	協議事項	由布市学校保健会役員選出について
R3.11.26 定例会	教議第43号	由布市立学校管理規則の一部改正について
	教議第44号	区域外就学(園)の許可について
R3.12.20 定例会	教議第45号	押印の見直しに伴う関係由布市教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
	教議第46号	押印の見直しに伴う関係由布市教育委員会要綱の整備に関する告示の制定について
	教議第47号	押印の見直しに伴う関係由布市教育委員会規程等の整備に関する訓令の制定について
	教議第48号	教育財産の用途廃止について
	教議第49号	由布高等学校通学費補助金交付要綱の一部改正について
	教議第50号	特認校(園)制度による入学(園)許可について
	教議第51号	区域外就学の許可について

開催日	案 件	
	協議事項	令和4年度由布市教育方針（案）
	協議事項	令和4年度教育委員会当初予算要求概要説明について
R4.1.24 定例会	教議第 1 号	区域外就学の許可について
	教議第 2 号	由布市子どものいじめの防止に関する条例の制定について
	教議第 3 号	教育財産の取得の申出について
	協議事項	令和4年度由布市教育方針（修正案）
	協議事項	令和4年教育委員会補正予算案（3月議会）について
R4.2.22 定例会	教議第 4 号	特認校制度による入学許可について
	教議第 5 号	由布市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正について
	教議第 6 号	由布市子どものいじめの防止に関する要綱の廃止について
	教議第 7 号	由布市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について
	教議第 8 号	由布市いじめ問題解決支援委員会規則の制定について
	教議第 9 号	由布市いじめ問題対策連絡協議会設置規程及び由布市いじめ問題解決支援委員会設置規程の廃止について
R4.3.1 臨時会	教議第 10 号	令和3年度未教職員人事異動に関することについて
R4.3.23 定例会	教議第 11 号	由布市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規程の一部改正について
	教議第 12 号	由布高等学校通学費助成金交付要綱及び由布市文化・スポーツ活動激励金交付要綱の一部を改正する要綱について
	教議第 13 号	由布市立学校通学区域設定規則の一部改正について
	教議第 14 号	由布市立学校管理規則の一部改正について
	教議第 15 号	由布市学校支援センター組織運営規程の一部改正について
	教議第 16 号	特認園制度による入園許可について
	教議第 17 号	区域外就学の許可について
	協議事項	令和4年度入学（園）式について

(4) 教育委員の自己研鑽

他委員との意見交換会や、各種大会等に参加することで、自己研鑽に努めました。

〈市・市教委・団体等の行事〉

日 程	内 容	場 所
令 和 3 年 6 月	大分県市町村教育委員会連合会総会 ※新型コロナウイルス感染症予防のため書面決議	

(5) 教育委員のその他の活動

〈学校行事〉

日 程	内 容	場 所
令 和 3 年 4 月 9 日	市内中学校入学式	由布市内
令 和 3 年 4 月 12 日	市内小学校・由布高校入学式	由布市内
令 和 3 年 4 月 13 日	市内幼稚園入園式	由布市内
令 和 3 年 11 月 12 日	指定公開研究発表会	庄内中学校
令 和 4 年 3 月 4 日	市内中学卒業式	新型コロナウイルス感染症予防のため出席せず、告辭は掲示とした
令 和 4 年 3 月 18 日	市内幼稚園卒園式	
令 和 4 年 3 月 23 日	市内小学校卒業式	

〈その他の行事〉

日 程	内 容	場 所
令 和 3 年 6 月	由布市奨学会理事会 ※新型コロナウイルス感染症予防のため書面決議	本庁舎
令 和 3 年 11 月 3 日	文化の日功労者表彰式	本庁舎
令 和 3 年 11 月 12 日	指定公開研究発表会	庄内中学校
令 和 3 年 11 月 16 日	総合教育会議	本庁舎
令 和 4 年 1 月 4 日	新春互礼会	はさま未来館
令 和 4 年 1 月 9 日	由布市成人式	はさま未来館